

2016年3月22日

チエル株式会社

代表取締役社長 川居 睦

問合せ先： マネジメントサービス部 03-6712-9721

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私たちチエルは、子供たちの未来のために、世界中の先生の授業を ICT で支えます」を経営理念としております。

この経営理念のもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値の向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川居 睦	548,000	30.44
株式会社旺文社	180,000	10.00
アルプスシステムインテグレーション株式会社	180,000	10.00
チエル社員持株会	137,700	7.65
大賀 昭雄	60,000	3.33
森 達也	60,000	3.33
森谷 和浩	50,000	2.78
株式会社旺文社キャピタル	45,000	2.50
株式会社第一総合会計	22,500	1.25
村上 有弘	9,000	0.50

支配株主名	該当事項なし
-------	--------

親会社名	該当事項なし
------	--------

親会社の上場取引所	
-----------	--

補足説明

該当事項なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項なし

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
呉 明植	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
呉 明植	○	平成 12 年 11 月 司法試験合格 平成 12 年 11 月 慶應義塾大学 司法研究室 非常勤講師 平成 12 年 12 月 伊藤塾司法試験科 講師 平成 23 年 8 月 法学館法律事務所 入所 (現任) 平成 27 年 6 月 当社取締役 (現任)	弁護士としての長年の 経験と専門知識を有して おり、経営の監視において 経営陣からの独立性を十 分に確保できると判断し たため、社外取締役として 選任しております。 また、上記のような経験 と知識に加え、一般株主と の間において利益相反の おそれがなく、独立性を有 していると判断したため、 独立役員として選任して おります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	該当事項なし
----------------------------	--------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役監査、内部監査、会計監査人監査において、それぞれの監査の有効性および効率性の向上、並びに相互補完を図るためには、三者の連携が必要であり、重要であると考えております。</p> <p>当社では、「三様監査連絡会」を立ち上げ、原則として四半期に一度、それぞれの活動報告や今後の計画等について、情報を共有しております。監査法人とは、会計監査上の課題等を共有するための会合を適宜開催しており、業務監査においては、内部監査担当が定例の監査役会に毎回出席することにより連携を深めております。</p>
--

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小尾 茂	他の会社の出身者									△	△			
本田 真吾	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小尾 茂		昭和 45 年 3 月 株式会社旺文社 入社 平成 12 年 12 月 株式会社旺文社 常勤監査役 平成 18 年 10 月 当社監査役（現任） 平成 23 年 12 月 株式会社旺文社 顧問（現任）	当社社外監査役として 8 年間の実績があり事業内容に精通している一方、他社での監査役としての幅広い経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、選任しております。
本田 真吾		平成 18 年 11 月 司法試験合格 平成 19 年 4 月 最高裁判所 司法研究所入所 平成 20 年 9 月 弁護士登録 レガリスの森法律事務所入所 平成 23 年 2 月 法学館法律事務所 入所（現任） 平成 27 年 6 月 当社監査役（現任）	弁護士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識が、当社の監査体制の強化に資するものと判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

現時点で明確な判断基準等を設けておりませんが、候補者の独立性に関しましては、個別に精査し判断することとしております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は、会社の利益が取締役の利益と一体となるよう職務に精励する動機づけを行うため、取締役に対するインセンティブ制度を導入しております。具体的には、平成 25 年 3 月 19 日開催の臨時株主総会及び平成 26 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の決議により、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、新株予約権を割当てております。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は、従業員に対するインセンティブ制度を導入しており、平成 25 年 3 月 19 日開催の臨時株主総会、平成 26 年 6 月 25 日開催の定時株主総会及び平成 27 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の決議により、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、新株予約権を割当てております。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当事業年度中に当社の取締役に対して支払われた報酬の総額は、以下のとおりであります。</p> <p>取締役に対する報酬額（3名）56,361千円</p> <p>（注）上記金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額 6,738千円を含んでおります。</p> <p>当社は、取締役の基本報酬については、株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を勘案し、報酬額を決定しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の業務に関するサポートは、マネジメントサービス部が担当しております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時取締役会を開催し、経営意思決定の迅速化を図っております。

b. 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、そのうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。また、常勤監査役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

c. 内部監査担当

代表取締役社長直属の社長室内に内部監査担当者1名を置き、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

d. 役員報酬等の決定方法

当社は、取締役の基本報酬については、株主総会で決議された支払限度額を上限として、在任期間における功績や企業業績を勘案し、報酬額を決定しております。監査役の基本報酬については、株主総会で決議された支払限度額を上限として、監査役の協議により、報酬額を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持をはかる目的から監査役制度を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討していくべき課題と認識しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	マネジメントサービス部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの的確な理解を得るため、企業活動における会社情報の適時・適切な開示に取り組んでいく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「コンプライアンス規程」等の諸規程を整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施し、取締役及び従業員が法令、定款、社内諸規程等に則った職務執行を行うことを推進する。
 - (b) 取締役会は、会社法をはじめとする諸法令に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすように、取締役の職務の執行を監督し業務執行の決定を行う。
 - (c) 監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - (d) 社長直属の内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンス等の状況等につき定期的に監査を実施し、結果を代表取締役에게報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 「文書管理規程」を定め、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書は、当該規程の定めるところにより保存・管理する。
 - (b) 取締役及び監査役がこれらの重要文書の閲覧を要請した場合は、速やかに閲覧可能なように管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報等様々なリスクに対処するため諸規程を整備し、周知徹底を図るとともに必要に応じて定期的に見直す。
 - (b) 内部監査担当は、組織横断的に実施される内部監査により認識された重要なリスクを代表取締役に報告する。
 - (c) 取締役は、取締役会に対して業務執行に係る重要な報告を定期的に行い、取締役会では重要な問題点の把握及び対応策の立案に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、経営計画及び予算を策定し、各取締役及び各部門は、その達成に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。
 - (b) 「組織・職務権限規程」、「職務分掌規程」により、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
 - (c) 取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定に努める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は、マネジメントサービス部の使用人（従業員）に対して監査業務に必要な指示をすることができる。
 - (b) 指示を受けた従業員は、その指示について取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (b) 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、取締役及び従業員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。
 - (b) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要な会議に出席し、必要に応じ重要文書を開覧し、取締役及び従業員に対してその説明を求めることができる。
 - (c) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行の状況を報告するものとする。
 - (d) 監査役へ当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取り扱いを行うことを禁止する。また、当該行為が禁止事項であることを、取締役及び使用人に対し周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (b) 監査役は、代表取締役社長及び内部監査担当者と定期的に意見交換を行うものとする。
 - (c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査の有効性及び効率性を高める。
 - (d) 監査役が必要と認めるときは、弁護士や公認会計士等の専門家の意見を聴取できるようにする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (a) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (b) 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (c) マネジメントサービス部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携、情報収集を図れる体制を整備する。

V. その他

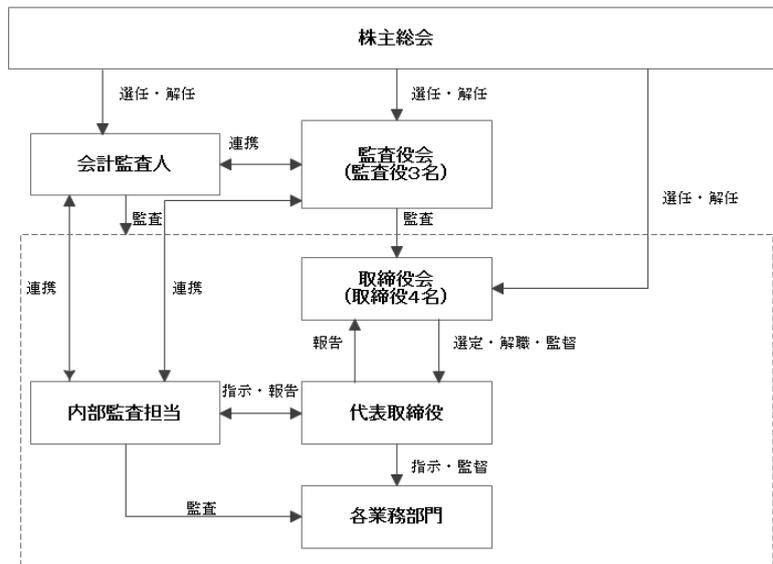
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	該当事項なし
該当項目に関する補足説明	
該当事項なし	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) コーポレート・ガバナンス体制について
 模式図（参考資料）をご参照ください。
- (2) ディスロージャー体制について
 適時開示体制の概要（模式図）をご参照ください。

【模式図(参考資料)】

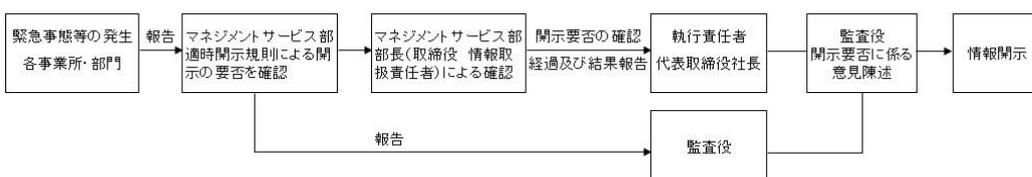


【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算に関する情報等 >



< 発生事実に関する情報 >



以上